

テーマ：「地方分権時代における団体自治・住民自治の在り方について」

講師：京都市行財政局総務部法制課長 岡田博史氏

指導教員：五石敬路

日時：2016年11月18日（金）

場所：梅田サテライト6階107教室

議事録担当：M1 畑中久代

- ◇ 「団体自治について」のグループディスカッションを行った後、グループの中で出た意見についての発表。
 - ・景観条例や美しい〇〇の保全に関する条例などを制定して規制をかける。→これは可能。
 - ・行政訴訟の中の機関訴訟ができるのではないかと？→これは、まちがい。法律に「できる」という特別の定めがある場合しか訴訟できない。
- ◇ 参考のため関係する法律や条例の資料を配布され、補足説明があった。
 - ・徳島市公安条例事件判決（最高裁昭和50年9月10日大法廷判決）。今でもこの考えが生きている。Cアに合致する。
 - ・また、A市は法的な手段だけでやらせなくてもよい。→マスメディアに取り上げてもらったり、有力議員に働きかけたりした方が迅速かつ効果的な面もある。
 - ・事務の委任も正解。
 - ・行政手続法第36条の3について、なぜ、このような条文をおいているのか？誰でもできる。→3項をおくために、1項、2項がある。
 - ・景観行政団体になる。
 - ・景観法を使うかどうかは自治体の任意。
 - ・景観法に基づく条文と独自条文を合わせた条例を作っているところも多い。
 - ・「野洲市くらし支えあい条例」→生活困窮者自立支援法をしっかりと進めるための条例。また、消費者保護のための条例。
 - ・行政手続法36-3を使いましょうという条文を入れており、県や国にプレッシャーを与えている。
- ◇ 「住民自治について」のグループディスカッションを3班に分かれて行った後、グループの中で出た意見についての発表。
 - ・株式会社が簡単に作れるが、利益を上げるのは疑問(営利目的)なので、一般社団法人が良いのではないかと。
 - ・NPO法人は、会計処理が複雑、許認可が必用、入会希望を拒めないなど、使いにくいのではないかと。
 - ・認可地縁団体が一番そぐわしいと考えるが、不動産の所有が要件になるなど、要件が合わないのではないかと。
 - ・福祉サービスの充実を目的とするなら、介護事業、居場所づくり事業、買い物支援事業などの展開

が考えられるので、一般社団法人が良いのではないか。しかし、収益に対して税金がかかる、解散した場合、財産がなくなるという難点もある。

◇ 法人形態の比較一覧表(「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」資料、ネット公開)により補足説明があった

- ・一般社団法人はデメリットが少ない。

- ・NPO 法人について、かつては誰でも希望すれば入れたが、H27.5.30 日付けの文書で NPO 法の解釈について Q&A が改正された。

- ・有識者会議で現在、検討中であるが、国はせっかく NPO 法があるので、それを活用すればよいという見解である。

◇ 講師の見解について

- ・H27.2 月に「小規模多機能自治推進ネットワーク会議」が設立され、ここからの提言を受けて有識者会議で法人格についての議論がスタートした。

- ・このネットワーク会議のきっかけとなった研究報告書(雲南市、朝来市、名張市、伊賀市)の中で、これまでの法人制度ではふさわしい法人格がなく、新たに「スーパーコミュニティ法人」の制度化が提言されている。

- ・講師としては、自治法に規定されている認可地縁団体がスーパーコミュニティ法人に近いのではないかと考えている。(自治会は世帯加入だが、認可地縁団体は 1 人 1 票である。この条文は自由度が高い。認可地縁団体については、自由度が高いまま残してほしい。)

- ・いずれの法人格を取得するにせよ、その地域の実情に合ったものを選択すればよいと考えている。

◇ 質疑応答

- ・3 月 31 日時点の決算残高を「財産」として考えることはできないか？

- 条文では、「不動産、または不動産に関する権利」と規定されているので、動産だけでは難しい。

- ・地域の中に、お地蔵さんがあり、地域で地蔵講をしているが、その土地の所有者がかなり以前に他界されており、権利者がわからない状況になっている。どうすればよいか？

- 最近、自治法改正があり、自治会として所有・管理の意思があり、首長が認めれば所有権登記が可能となっている。

- ・認可地縁団体の設立要件について、寝屋川市では構成員の 75 パーセントの署名が必要である。他市では 50 パーセント。自治体によって要件が違うようだが、講師の見解は？

- 自治体ごとに要件を決めればよいと考えている。自治体によって必要な共同活動が違うため、実情に合うように決めればよい。

- ・地域の中でエリアが重複するような認可地縁団体の設置は可能か？

- そういった事例は聞いたことがない。私見では可能である。

◇ その他、フリーディスカッションを行った。

- ・空き家対策について法律ができ、市でも条例を制定して対策しようとしているが、条例に違反した場合の罰金の上限を、国の法律を超えて規定することは可能か？

- 不可能。同じ行為をしたときに、国よりも高い罰金を科すことはおかしい。

- 空き家対策について、国の法律があるにもかかわらず、市で条例を作る意義は何か？
 - たとえば、法律が想定している「空き家」の定義が、自治体の状況にそぐわない場合が考えられる。具体例として、長屋が挙げられる。国は、全ての住戸が空き住戸でないと、法律の適用対象外としている。長屋に人が住んでいる住戸と空き住戸があるとき、後者を対象とするため、条例を制定する意義がある。
- 法律では、「空き家等」になっている。「等」の部分は何を意味しているのか？
 - 敷地を含むという考えである。
- 国と自治体の解釈が違う場合は、どのように決着するのか？
 - 最後は裁判で争うことになる。
- 国地方係争処理委員会で争うことになるのではないか？
 - 国と地方が争う場合は、そこで争う。しかし、解釈が違うことについて、所有者が訴えた場合は、裁判になる。